

一般競争入札(貸付料率)による「清涼飲料水自動販売機設置事業者」募集要領

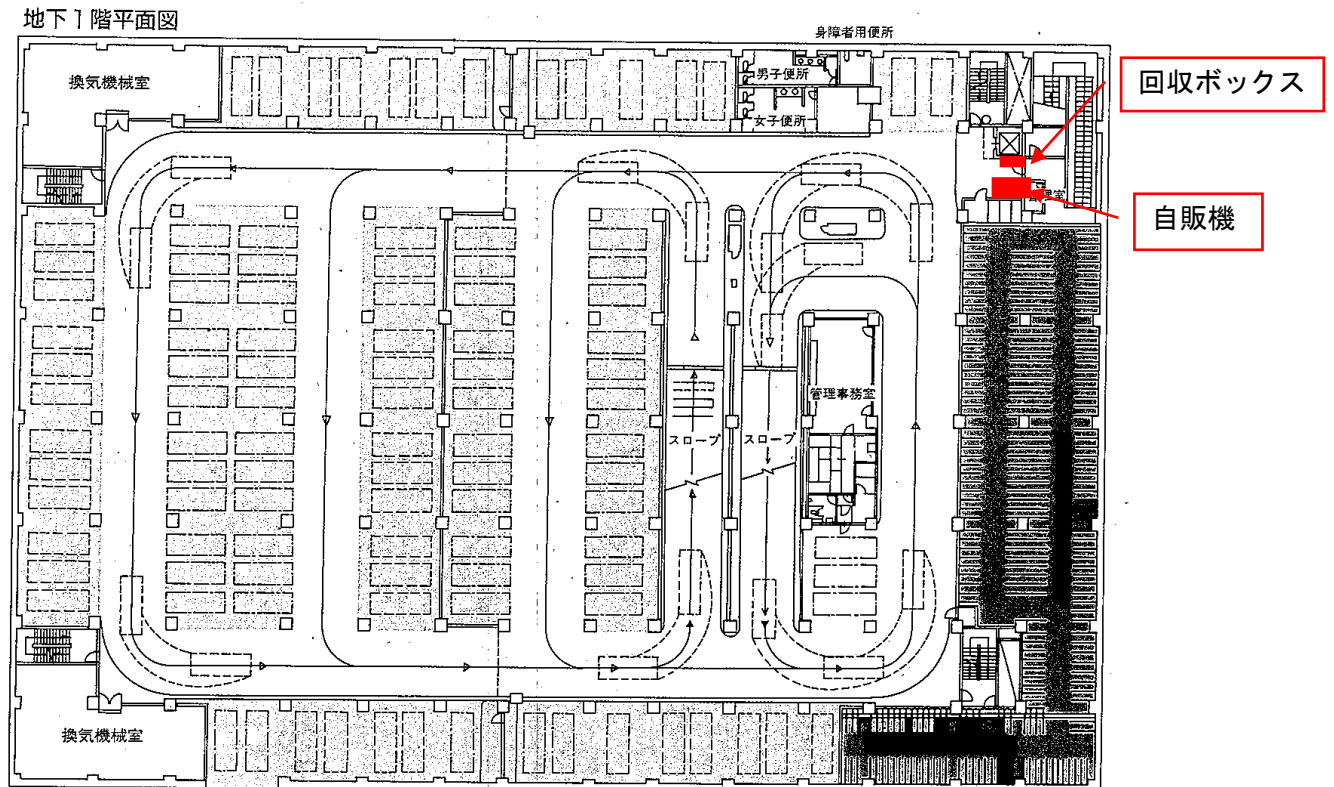
仙台市(担当:都市整備局総務課)では、次のとおり仙台市勾当台公園地下駐車場に清涼飲料水自動販売機(以下「自販機」とします。)を設置する事業者を募集します。

貸付料率の一般競争入札により、自販機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領の各事項及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

1 募集物件

所 在	仙台市青葉区国分町三丁目 7-1
設置場所	仙台市勾当台公園地下駐車場 地下1階 ・貸付面積 3.35 m ² ・自販機の設置(2台合計) 幅 250cm×奥行 110cm×高さ 198cm 以内 ・回収ボックスの設置(2個合計) 幅 120cm×奥行 50cm×高さ 105cm 以内 ※ 当該施設の管理業務は指定管理者が行っております。
設置台数	2台
設置機種	災害対応型かつノンフロン・ヒートポンプ方式でユニバーサルデザイン(バリアフリー)のもの ⇒ 2台

※ 設置場所は、下図をご確認ください。赤枠で表示しています。



2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 個人の場合は仙台市内に住所を、法人の場合は仙台市内に本店又は支店・営業所を有し、市税の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機(以下「自販機」という。)の設置業務について、3年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自販機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去1年以内に、本市施設の自動販売機設置に関して、契約内容に反する行為を行った者でないこと。

3 契約上の条件等

(1) 販売物品

アルコール分を含まない飲料水とします。

(2) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく市有財産(自販機設置場所)の一時貸付け(賃貸借契約)とします。

(3) 貸付期間

貸付期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とします。

ただし、貸付契約の更新は、原則として令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間に限り認めます。この他、例外的に、仙台市役所本庁舎建替え事業の影響により、貸付期間を短縮した形での更新や、更新を行わない場合があります。なお、契約更新後の貸付料率は変更しません。

(4) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上に貸付料率の割合を乗じて得た金額(円未満は切り捨て)に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

本市が設定する予定貸付料率以上で、最高の割合の貸付料率を入札したものを設置事業者と決定します。

(5) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を3ヶ月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の15日までに、売上報告書を本市に提出することとし、四半期最終月の翌月の月末までに、本市が前四半期分の売上報告に係る貸付料の納入通知書を送付しますので、指定期日までに納入していただきます。

(6) 電気料

電気料は、設置事業者が使用量を計る子メーターを設置の上、子メーターの使用料に基づき当該施設の指定管理者へ納入していただきます。なお、電気料の算定及び支払いについては、指定管理者と協議していただきます。

(7) その他

自動販売機設置の基準、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理等「自動販売機の設置に関する契約書」の契約内容をすべて遵守していただきます。

4 申込方法等

今般の新型コロナウイルス感染症対策のため、入札申込及び入札は、郵送により実施します。

(1) 申込期間

令和3年1月26日(火)～2月8日(月)必着

(2) 申込先(担当課)

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市都市整備局総務課 電話 022-214-8287

(3) 申込方法

郵送によりお申込みください。

受付後、入札参加申込書控えを送付いたします。

※ 申込書を郵送することについて、事前に電話連絡をしてください。

(4) 申込みに必要な書類

① 入札参加申込書(様式1)

② 法人の場合は商業登記簿(履歴事項全部証明書)の写し、個人の場合は住民票の写し

※発行後3ヶ月以内のものに限る。

③ 市税の滞納がないことの証明書

※市税の課税の有無にかかわらず、申請書を持参のうえ、区役所、総合支所税務会計課において交付(1通300円の手数料が必要です。)を受けてください。

④ 誓約書(様式2)

5 入札方法等

(1) 入札方法

① 入札書(様式3)には、貸付料率をパーセント(少数第2位まで)で記載してください。

② 入札書(様式3)の入札者指名欄は、法人の場合、代表者名を記入してください。

③ 二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書と入札参加申込書の写し(申込受付後に送付します。)を入れて密封した中封筒を入れ所定の受領期限までに配達証明付き書留郵便で送ってください。

④ 入札書を入れた中封筒には、入札参加者氏名(法人にあっては その名称又は商号)件名及び入札日をご記入ください。

⑤ 入札書を郵送することについて、事前に電話連絡をしてください。

⑥ 郵送先は、4(2)申込先と同じです。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 入札期間

令和3年2月15日(月)～令和3年2月19日(金)必着

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 一の入札について同一の者がした二以上の入札

③ 入札者の記名・押印のない入札

④ 貸付料率その他重要事項の記載が不明確な入札(貸付料率の訂正は認められません。)

⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定

① 予定貸付料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とします。

② 落札となるべき同じ割合の料率の入札をした者が2者以上あるときは、「くじ」によって落札者を決定します。

③ 予定貸付料率以上の入札がない場合は、希望者により、再度の入札を行います。

④ 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

(6) 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び貸付料率を、落札者がないときはその旨を、入札者にお知らせします。

6 契約の締結

落札者は、令和3年3月2日(月)までに契約書に記名押印していただきます。

期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなします。

その場合、落札は無効となり、仙台市の一般競争入札に参加することができなくなる場合があります。

7 契約期間中の予定について

(1) 仙台市勾当台公園地下駐車場については、令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)に4か月程度の大規模修繕工事を予定しています。当該期間は駐車場の営業を休止するため、自販機の売り上げは見込めません。また、当該期間における営業補償は行いません。自販機内の商品の管理は落札者にて実施願います。(自販機の撤去や移設等は不要です。なお、休止期間中の貸付料及び電気料金は発生しません。)

(2) 仙台市役所本庁舎建替え事業の関係により、令和5年4月1日以降は施設担当課が変更となる予定です。また、担当課変更後の用途は、現在の一般利用のみの駐車場から、公用車、来庁者及び一般利用の駐車場へと変更となる予定です。その他、令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)においては、仙台市役所本庁舎建替え事業の関係により突発的な修繕工事及びそれに伴う営業の休止等が生じる可能性があります。

8 その他

(1) 提出された申込書等は返却しません。

(2) 自販機の設置、撤去、維持管理(光熱水費等)及び原状回復に関する一切の経費は、自販機設置事業者の負担となります。

(3) 自販機及び回収ボックスの設置及び管理にあたっては、必要に応じ施設の指定管理者と連絡及び調整を行ってください。

9 問合せ先

仙台市都市整備局総務課 電話 022-214-8287

関係書類

入札参加申込書(様式1)

誓約書(様式2)

入札書(様式3)

自動販売機の設置に関する契約書(見本)

売上報告書(参考)

売上実績等